

III 国内発生期

1 状況

国内で、新型インフルエンザの発生が確認されるが、感染の範囲が非常に限られている段階（県内での感染は認められていない段階。）。県内における発生は避けられず、時間の問題である。

2 基本的な考え方

- ・県は、新型インフルエンザの県内への感染をできるだけ防止し、県内への感染拡大を遅らせる。このため、県内へのウイルスの侵入を出来るだけ防止するとともに、感染が疑われる患者が発生した場合には、速やかに指定医療機関へ搬送するとともに、ウイルスの検査を迅速に行い確定する。
- ・県民への普及啓発を強化し、感染予防を図る。

3 危機管理体制

(1) 方針

- ・県は、海外発生期に引き続き、対策本部を設置し、収集した新型インフルエンザに関する情報の一元化、共有を図り、県内発生の監視を続ける。
- ・ライフライン機能維持のための対策、施設の稼働のための要員確保、職員の感染予防策、物資の確保等を行う。
- ・市町及び事業者等に対しても、情報提供及び注意喚起を行うとともに、県民生活の安定、新型インフルエンザ患者の発生状況等を把握するため、必要な情報の提供を要請する。

(2) 県の体制

【共通】（各部局等）

- ・対策本部の運営

対策本部員会議等の開催
対策本部においては、新型インフルエンザの症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を共有・分析
今後の対応方針について協議

- ・部局等内に対策のための体制を継続
- ・新型インフルエンザに関する情報の収集
- ・部局内における情報の共有・分析
- ・国、市町、各部局等、地域機関、関係機関、事業者等との連携と情報の共有
- ・関係機関等の危機管理体制の確認
- ・部局等内の対応状況を対策本部事務局へ報告

【担当部局等】

担当部局等は、以下についても必要に応じて体制整備を行う。

国内発生期

部局名	役割
防災危機管理部 健康福祉部 (対策本部事務局)	・対策本部事務局の運営
健康福祉部	・医療相談窓口の運営 ・新型インフルエンザの診療体制の整備のための調整
教育委員会	・県立学校等における新型インフルエンザ対応の体制を継続
警察本部	・三重県警察新型インフルエンザ対策本部の運営（警察署：現地対策本部）
県民センター	・対策本部地方部を必要に応じて設置、運営 県の対策本部、市町等の対策本部と緊密な連携を図りつつ、対策を実施

(3) 対応方針の検討

- ・新型インフルエンザの発生地、症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等及び社会活動状況について収集した情報を共有・分析し、今後の対応方針について協議する。（対策本部）

【共通】（各部局等）

検討すべき内容	
感染防止策	・県内へのウイルス感染拡大防止対策 ・患者対策
社会活動	・社会機能の維持 ・事業継続等 ・連絡体制の強化 ・社会混乱の防止対策 ・関係機関、団体等が主催する不特定多数の「人が集まる事業、行事等」の自粛の要請
県業務の維持	・部内緊急連絡網の再確認 ・感染流行地域と関連する事業の取扱い ・業務継続計画に基づく業務実施のための事前措置、状況に応じて業務継続計画の実行 ・職員派遣要請等による必要な要員の確保 ・臨時的な人員配置の見直し ・「人が集まる事業、行事等」の開催の自粛
職員管理	・職場での感染予防、感染拡大防止措置の徹底 ・発生地域への職員の出張禁止
関係機関の体制の把握	・部局内の各所属での情報共有、連絡調整

【担当部局等】

担当部局等は、以下についても必要に応じて検討を行う。

部局等	検討すべき内容
健康福祉部 総務部	・医療対応に対する応援体制の整備（健康福祉部、総務部） 新型インフルエンザ罹患者に対して管轄保健所が実施する疫学調査（感染源・感染経路等の究明、罹患者に対する接触者の把握等）において、健康福祉部内での人員調整によっても必要な人員が不足する場合の調整

政策部 生活・文化部 教育委員会	・学校等の情報収集の強化と感染防止対策の強化
健康福祉部	・社会福祉施設等の危機管理体制の確認 ・市町へ保育所等児童福祉施設の危機管理体制の確認

(4) 関係機関との連絡調整

- ・市町、防災関係機関、ライフライン関係企業との連絡通報体制、相互協力体制を確立する。（対策本部）
- ・発生状況について、中部圏、近畿圏各府県との情報共有を行う。（対策本部）
- ・医療機関、医師会及び病院協会の体制を確認し、必要に応じ協力を要請する。（健康福祉部）
- ・検疫機関と連携する。（健康福祉部）

4 情報収集と提供

(1) 方針

- ・県内での新型インフルエンザ感染防止のため、発生状況あるいは兆候に関する情報をあらゆる手段を通じて入手する。さらに、県民生活に影響する状況あるいは兆候を早期に把握し、社会混乱を未然に防止する。
- ・このため、あらかじめ確認した情報連絡系統により、市町、所管団体、事業者団体を通じて、それぞれが行うべき対応について、改めて確認する等注意喚起を行う。（各部局等）

(2) 情報の収集

関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡網を確認する。（各部局等）

【共通】

以下の内容について、必要に応じて情報収集を行う。（各部局等）

- ・新型インフルエンザに関する情報
 - ・国内発生状況（厚生労働省、近隣各府県）
 - ・各省庁の対応方針、状況
 - ・インフルエンザや感染症の集団発生
- ・事業所等の状況
- ・ライフライン企業、その他関係する団体等の状況

【担当部局等】

担当部局等は、以下の内容についても必要に応じて情報収集を行う。

収集項目	担当	内容
新型インフルエンザ	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報 ・感染症発生動向調査システムを活用 ・国立感染症研究所との連絡体制を強化 ・保健所、保健環境研究所、健康危機管理室での情報共有 ・市町との情報の共有

国内発生期

ライフラインの状況	防災危機管理部 環境森林部 県土整備部 企業庁	・電気、ガス、上下水道、通信に係る事業者の取組状況
食料	農水商工部	・農水産物の生産・流通状況
学校等の状況	政策部 生活・文化部 教育委員会	・新型インフルエンザを中心とする感染症の発生状況及び臨時休業等の措置の実施状況
社会福祉施設、医療機関等の状況	健康福祉部	・社会福祉施設等の状況
事業所等の状況	生活・文化部 農水商工部 出納局	・商工会議所・商工会、産業支援センター、労働関係機関などの状況 ・指定金融機関の状況

(3) 情報の提供

【共通】

以下の内容について、必要に応じて情報提供を行う。（各部局等）

- ・国内での新型インフルエンザの発生状況
- ・新型インフルエンザの具体的症状
- ・新型インフルエンザに関する予防と対策の基礎知識
- ・職場、業務従事に当たっての感染予防の注意事項、注意喚起
- ・相談窓口の状況

《主な提供先》

部局名	提供先	部局名	提供先
関係部局等	・県有施設の指定管理者	健康福祉部	・県民（三重県感染症情報センターのHPを通じた、最新情報の提供） ・社会福祉施設等 ・医師会、医療機関（三重県感染症情報センターのHP及びメーリングリスト等を通じた最新情報の提供）
政策部	・船舶、鉄道、バスの利用者（事業者の事業所、営業所等を通じて情報提供） ・高等教育機関	環境森林部	・水道事業者 ・林業関係団体 ・環境関係団体
総務部	・職員	農水商工部	・商工関係団体 ・農水関係団体 ・観光関係団体
防災危機管理部	・消防本部 ・防災関係機関 ・ライフライン企業等	出納局	・指定金融機関

生活・文化部	・消費者 ・私立学校 ・外国人住民 ・労働関係機関	教育委員会	・県立学校等の児童生徒、保護者及び施設利用者 ・市町教育委員会
--------	------------------------------------	-------	------------------------------------

【担当部局等】

担当部局等は、以下の内容についても必要に応じて情報提供を行う。

部局名	提供先	内容
健康福祉部	社会福祉施設等	・施設立入者の予防対策 ・各施設での対応マニュアル作成
	消防本部 医師会、医療機関	・新型インフルエンザ患者診療対応医療機関 (三重県感染症情報センターのHP及びメーリングリスト等を通じた、最新情報の提供)
農水商工部	商工関係団体	・事業継続のためのマニュアル等の作成
	消費者	・農水産物の生産・流通情報 ・風評被害対策
	農水関係団体	・新型インフルエンザ対応マニュアルの作成
企業庁	上水道事業者 工業用水ユーザー 電力会社	・上水・工業用水の送水状況 ・発電状況
警察本部	県民	・混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪の防止に関する情報

5 封じ込め対策

- ・防災危機管理部、健康福祉部は、政策部と連携し、新型インフルエンザの地域封じ込めが隣接する県で行われる場合には、県民への情報提供を行い、不安の除去と注意喚起を行う。
- ・当該県に対する可能で必要な協力を行う。この際、隣接県の封じ込め対策により生活上の支障が生じる地区が発生した場合は、該当市町と連携し、必要かつ可能な支援を行う。

6 感染予防

(1) 方針

県内発生に備え、感染者の早期確認及び医療の確保を行う。また、県民への感染予防についての啓発を徹底して行う。

国内発生期

(2) 医療

ア サーベイランス

- ・疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、ウイルス学的サーベイラントスを引き続き実施する。(健康福祉部)
- ・国の各種サーベイランスに引き続き協力する。(健康福祉部)

イ ワクチン

- ・引き続き、優先接種対象者へのプレパンデミックワクチンの接種を行う。(健康福祉部)
- ・パンデミックワクチンが供給され次第、優先接種対象者への先行接種を行う。(健康福祉部)

ウ 地域医療体制の整備

- ・状況に応じて、感染症指定医療機関等へ診療を要請する。(健康福祉部)
- ・引き続きウイルスの状況等に応じ、医療体制、防疫資材、検査体制の整備を進める。(健康福祉部)

エ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・医療機関に対し、引き続き適切な使用を要請するとともに、必要に応じて、患者の濃厚接触者に対し、予防投与を行うよう要請する。(健康福祉部)
- ・引き続き適正な流通を関係団体に要請する。(健康福祉部)

オ 救急業務体制の強化

(ア) 患者移送体制の確保

- ・消防機関等と患者の移送体制を再確認する。(防災危機管理部、健康福祉部)

(イ) 救急機能の確保対策

- ・消防機関が作成した業務継続計画（救急業務体制（計画））に基づき、救急業務体制の強化を各消防本部に要請する。(防災危機管理部)
- ・消防職員（救急隊員）の感染状況について県に報告し、感染が拡がった場合に勤務ローテーションの変更、他部署の職員転用等消防・救急業務に支障が生じない措置を講じるよう要請する。(防災危機管理部)

(カ) 各消防本部に対する救急隊員への感染防止策の徹底

- ・新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）に濃厚接触した救急隊員等でプレパンデミックワクチンを未接種で、かつ十分に感染防御せず暴露した恐れがある場合には医療相談窓口に連絡する。(防災危機管理部)
- ・職員の健康状況を確認し、インフルエンザ様症状を呈した職員には出勤を控えるよう指導すること、感染防止のためマスクを着用すること等の感染防止対策の徹底を要請する。(防災危機管理部)

(3) 学校の対応

教育委員会は以下の対応を行う。なお、市町教育委員会と連携を図るとともに、新型インフルエンザ対策が適切に実施されるよう要請する。また、高等教育機関、私立学校についても、関係部局で同様の要請を行う。

ア 情報収集及び提供

- ・新型インフルエンザに関する情報を継続して収集する。

- ・県立学校、市町教育委員会、関係団体との情報共有を密に行うとともに、必要な対応の通知や要請を行う。
- ・県立学校及び市町教育委員会に対して、国内及び海外の発生地域に滞在する児童生徒及び教職員の健康状態を確認するとともに、新型インフルエンザに関する情報を伝えるよう要請する。
- ・児童生徒、保護者、教職員等に対して、必要に応じて新型インフルエンザに関する情報を伝える。

イ 感染防止

- ・発生地域への修学旅行などについて、自粛、延期、変更等の対応を行うよう、県立学校及び市町教育委員会に要請する。
- ・児童生徒、保護者、教職員等に感染防止や健康状態の把握に努めるよう注意喚起を行う。
- ・発生地域から帰県した児童生徒及び教員（その家族を含む）で、インフルエンザ様症状を呈した場合には、直ちに医療相談窓口（保健所）に連絡する。また、これらの児童生徒等が、風評により不当な扱いを受けることがないようにする。

ウ 物品の備蓄

- ・業務継続のために必要な物品が充足しているか確認し、不足があれば補充する。

エ 学校の臨時休業

- ・感染拡大防止等公衆衛生上必要であると判断した場合又は県新型インフルエンザ対策本部等から要請があった場合は、県立学校の臨時休業を行うとともに、必要に応じて市町教育委員会に同様の措置を要請する。なお、判断にあたっては、政府等から出される勧告、通知等に留意する。

オ 入学者選抜の延期

- ・入学者選抜を延期する場合に備えて準備を行う。
- ・入学者選抜に関する問い合わせ窓口を設置する。
- ・感染拡大防止等公衆衛生上必要であると判断した場合は、入学者選抜の延期を行う。なお、判断にあたっては、政府等から出される勧告、通知等に留意する。

(4) 施設における感染防止

管理又は関係する施設について、県内での新型インフルエンザ患者発生に備えた対策を行う。

【共通】

- ・不特定多数の県民が利用する施設に対して、感染拡大防止策の管理者への要請と施設利用者への周知（各部局等）

【担当部局等】

担当部局等は、以下の内容についても必要に応じて対策を行う。

対象施設	関係部局	内 容
港湾、駅、バス停	政策部 県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の事業所、営業所等の感染状況を把握し、利用者に情報提供 ・事業者において、運行の是非を判断

国内発生期

学校以外の教育関係施設	生活・文化部 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校以外の教育関係施設（美術館、博物館、斎宮歴史博物館、熊野少年自然の家、鈴鹿青少年センター、県営総合競技場等体育施設、総合文化センター、総合教育センター等）においては、感染防止措置を強化するとともに、施設利用者への周知等対応を強化する ・感染拡大防止のための臨時休館等を検討 ・職員のマスク利用、うがい、手洗いの励行を徹底
社会福祉施設等	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供を行い、以下の事項を要請する。また、市町保育所等児童福祉施設担当課に対し、管内の保育所等へ適切な対応を要請 <ul style="list-style-type: none"> 危機管理体制の確認 利用者の家族への情報提供 施設内での感染拡大予防のための措置 施設運営体制の整備と必要な事項の指示徹底

(5) 交通機関への対応

- ・三重県に向かう交通機関を管理する機関等との連絡体制と具体的手順を確認する。（関係部局）
- ・事業者（船舶、列車、高速バス）に対して、三重県に向かう公共交通機関において、インフルエンザ様症状を有する患者や死者があるとの情報がもたらされた場合には、検疫・交通事業者・施設管理者と連携して消毒・有症者の隔離場所の確保等の必要な防疫措置、従事者の感染防止対策を実施するよう要請する。（政策部、県土整備部）

(6) 社会活動の制限

近隣の都道府県で患者が確認された場合は、住民の生活圏や通勤、通学の状況等を踏まえて、次の対策の実施について検討する。（各部局等）

- ・集会や催し物、コンサート、映画上映、スポーツイベント等不特定多数の者が集まる活動の自粛の呼びかけ
- ・外出の自粛の呼びかけ
- ・公共交通機関の利用自粛呼びかけ

(7) 住民への支援

ア 高齢者、障がい者、乳幼児等への支援準備

- ・在宅の高齢者、障がい者、乳幼児等に対する必要な支援について、市町と情報交換を行う。（健康福祉部）

イ 食料、生活必需品等の購入困難な家庭への支援準備

- ・市町からの要請に備え、「災害時の協定を締結している事業者」等から食料調達の準備を行う。（農水商工部）

ウ 外国人住民等への対応

- ・関連情報を必要に応じて複数言語に翻訳しホームページを通じて提供する。（生活・文化部）
- ・必要に応じて、外国人住民からの相談に電話や電子メールで対応する。（生活・文化部）

7 社会機能の維持

(1) 方針

- ・生活関連物資等の流通の安定、ライフライン等の確保及び交通機関への対策等を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心で対応が遅れることがないように、感染予防対策を要請する。（関係部局等）
- ・特に、社会機能の維持に関わる事業者等に対しては業務を継続する観点から、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などに留意して新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制への移行を要請する。なお、業務継続の有無の判断は事業者によるが、政府等から出される勧告、通知等に留意する。

(2) 事業所等の対応

- ・所管する関係事業者団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえて、必要に応じて対策を講じるよう要請する。（関係部局等）
- ・関係団体等と連携して農水関係業者、商工業事業者の相談窓口を設置する。（農水商工部）
- ・事業者に対し、業務、業態に応じて事業継続方針の検討を行うよう要請する。（関係部局等）

ア 社会機能の維持に関わる事業者

- ・社会機能の維持に関わる事業者については、その社会的責任を果たす必要があることから、社会的に求められる機能を維持するための事業の継続を要請する。

(ア) 社会機能の維持に関わる事業者への要請事項

事業者	担当部局	取組内容
電気事業者	防災危機管理部	・従業員の健康管理の徹底と、安定した電力供給体制の維持を要請
	企業庁	・職員の健康管理を徹底し、電気の供給維持
上下水道事業者	環境森林部	・各市町水道局等に対し、事業の維持に必要な措置の徹底（運転要員の確保、施設運転に必要な資材の確保）を要請
	県土整備部	・下水道の機能維持
	企業庁	・職員の健康管理を徹底し、上水・工業用水の供給維持 ・薬品などを速やかに確保できるよう、業者等に要請 ・委託業者等に対し、従業員の健康管理の徹底と、業務体制の維持を要請
ガス・LPGガス事業者	防災危機管理部 農水商工部	・事業者に、通常レベルの供給維持を要請
通信事業者	防災危機管理部	・通常機能の維持を要請
石油事業者	防災危機管理部 農水商工部	・県石油商業組合を通じ、傘下組合員に対し、今後の協力を要請

国内発生期

食料販売事業者等	農水商工部	・関係団体を通して、食料品、生活必需物資等の確保と円滑な提供を要請する。
物流	防災危機管理部 農水商工部	・三重県トラック協会に対し、今後の協力を要請

(1) 社会機能の維持に関わる事業者への要請内容（項目別）

項目	要請内容
事業継続	・業務を継続する観点から、指揮命令系統の設定や業務交代（勤務形態の変更）、補助要員の確保などに留意して新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制への移行の準備を要請
情報収集及び周知	・国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体や世界保健機関（WHO）等の国際機関から入手するとともに、事業者団体、関係企業等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報を、必要に応じて、各事業者の計画や対策の見直しに役立てるとともに、事業者・職場としての対応方針と併せて、社内外に迅速かつ適切に周知
職場内での感染拡大予防のための措置	・職場内での感染予防のために、従業員等に対して必要な措置等を講ずる
従業員等への予防的措置のための知識の啓発	・新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて新型インフルエンザの知識について啓発

イ 自粛が要請される事業者

感染拡大防止の観点から、不急の事業については、可能な限り縮小・休止することが望ましい。中でも不特定多数の者が集まる場や機会を提供している事業者に対しては、感染拡大防止の観点から、事業活動の自粛の準備を行うよう要請する。（関係部局等）

ウ 一般の事業者

当該事業者にとっての重要業務を特定し、重要業務の継続に人的、物的資源を集中しつつ、その他の業務を積極的に縮小・休止することが望ましい。感染拡大防止の観点から、不急の業務について、可能な限り縮小・休止などの対策を講じるための準備を行うよう、要請する。（関係部局等）

(3) 生活関連物資等の流通の安定

生活・文化部、農水商工部は、一時的な生活関連物質等の不足が予想されることから、関連する事業者等に対して安定供給への要請を行う。

(4) 公共交通の対策

ア 事業者への要請

事業者に対して、必要に応じて国内発生地域の状況を情報提供し、発生地域への運行の際は十分な感染防止対策をとるよう依頼する。（その他上記(4)イの内容についても要請を行う。）（政策部）

イ 公共交通機関の利用者に対する広報への協力依頼

政府が国民に対して、マスクの着用や不要不急の外出を控えること、うがい、手洗い及び咳エチケットの励行などを呼びかけるのにあわせて、鉄道駅構内、バスターミナル、旅客船ターミナル、鉄道車両内、バス車両内、旅客船内など、公衆の目に触れる場所で、ポスター類の掲示、構内放送及び車内放送などにより利用者に対し、必要に応じて感染防止対策を周知することを事業者団体等に対し協力依頼する。（政策部）

ウ 検疫所の指導に従った対応の要請

事業者団体等に対して、検疫所の指導に従うとともに、必要に応じて協力をを行うよう要請する。（政策部）

(5) 治安対策

ア 警察の活動

新型インフルエンザの国内での発生に伴い、感染予防資機材の活用等による感染予防対策を徹底した上で、必要な治安対策を講ずる。（警察本部）

【予想される主な警察活動】

- ・国際港湾、検疫所、停留場所等における混乱を防止するために必要な警戒活動及び交通規制
- ・感染者の密入国に対する警戒活動
- ・医療機関における混乱を防止するために必要な警戒活動及び交通規制
- ・社会的混乱に乘じた犯罪等の予防及び取締り

イ 消防団に対する要請

- ・各市町を通じて消防団に対し、インフルエンザ様症状を呈した団員には出動を控えるよう指導すること、感染防止のためマスクを着用すること等の感染防止対策の徹底を要請する。（防災危機管理部）
- ・各市町に対して、消防団員に感染が拡がった場合に、消防・水防活動に支障が生じない措置を講じるよう要請する。（防災危機管理部）

8 行政サービスの維持

(1) 方針

- ・各部局等は、職場での感染予防・感染拡大防止措置を徹底するとともに、業務継続計画に基づく業務実施のために必要な事前措置を検討し講じる。
- ・社会機能の制限や感染防止措置の徹底などの状況に応じて計画に基づく業務継続を実行に移し、必要があれば職員派遣要請等による必要な要員の確保や、臨時的な人員配置の見直しを検討する。

(2) 業務継続のための体制整備

ア 応援体制の整備

- ・医療対応等において健康福祉部内での人員調整によっても必要な要員が不足する場合は、対策本部において応援体制を調整する。（健康福祉部、総務部）
- ・その他部局についても部内で要員が不足することが見込まれる場合は、対策本部が全庁的な応援体制を調整する。（対策本部、総務部）
- ・市町等から職員派遣要請がある場合は、県職員の派遣を検討する。（総務部）

国内発生期

(3) 職場での感染予防・感染拡大防止措置

ア 職員への意識啓発（総務部）

感染予防・感染拡大防止措置について職員に再徹底する。

イ 職員の勤務管理（総務部）

新型インフルエンザの症状や感染力等に応じ、次の対策を実施する。

- ・新型インフルエンザ発生地域への職員の出張禁止を指示する。
- ・県内外からの視察、研修受け入れを中止する。
- ・緊急を要するものを除き対面会議を中止する。
- ・多数の人が集まる行事への参加を自粛する。
- ・職員はマスクを着用する。
- ・職員の体温測定を実施する。
- ・職員向け健康相談窓口を設置する。

(4) 施設における感染予防

新型インフルエンザの症状や感染力等に応じ、次の対策を実施する。（総務部）

- ・入口を限定し来庁者の体温測定を実施する。
- ・入口に手指消毒アルコールを設置するとともに、多くの人が接する箇所の消毒を実施する。
- ・県民対応スペースを設置する。
- ・不特定多数の集まる施設の県民利用を停止する。
- ・その他、管理又は関係する施設について、新型インフルエンザの症状や感染力等に応じた対策を行う。（各部局等）

9 広報と相談窓口の設置

(1) 広報

ア 方針

- ・防災危機管理部、健康福祉部、農水商工部等は政策部と連携し、引き続きあらゆる手段を通じて普及啓発を行うとともに、国（厚生労働省）の情報を基礎として、国内での発生情報を得られる範囲内で記者発表を行い、不安の解消、注意喚起を迅速かつ正確に行う。
- ・業務を通じて事業者等に感染防止対策及び事業継続について注意喚起を行う。（各部局等）

イ 広報すべき内容

項目	内容
国内での発生状況	<ul style="list-style-type: none">・国内での新型インフルエンザ発生状況・日頃からできる感染予防方法 等
生活関連情報	<ul style="list-style-type: none">・県民生活への影響
県民・事業者への呼びかけ（協力依頼）	<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザ発生地域への旅行・出張等の自粛・新型インフルエンザの発生状況、県民生活への影響軽減や社会活動維持のための対策、まん延防止のための外出の自粛、休業、集会等の自粛呼びかけ 等

(普及啓発) 個人・家庭・事業所での感染予防対策	・手洗い・うがい・マスク着用の励行、「咳エチケット」、食糧・水・日用品の確保・備蓄 ・発熱時の対処（医療相談窓口） ・事業者向け対処方法〔社会的責任の重要性や事業継続するための方策（マニュアル作成）〕の周知
基礎知識	・新型インフルエンザの基礎知識、国・地方自治体の対策、県民の協力

ウ 広報の方法

(ア) 広報の手段

項目	方法
知事記者会見	・国内発生に対する緊急メッセージ
記者会見、資料提供	・記者会見又は資料提供
ホームページ	・新型インフルエンザ関連トピックスの設定 ・状況に応じて内容を随時更新 ・上記「イ広報すべき内容」に挙げた項目を掲載
新聞、テレビ、ラジオ	・報道機関に対する放送の緊急要請 ・対策本部や関係室と調整しながら、契約広報枠を活用
チラシ、新聞折込	・緊急に実施

(イ) 報道機関への情報提供方法

感染防止の観点から、状況に応じて、Fネット（各社へのFAX）やメールなど情報提供方法の調整を行う。（政策部）

(2) 相談窓口

県民の新型インフルエンザに対する関心が高まり、国内、県内での発生状況及び感染予防対策等に関する相談の増加が予想される。

- 各保健所の医療相談窓口において、新型インフルエンザに関する相談への対応、受診可能な医療機関の紹介等を行うことにより、県民の不安解消や適切な治療及び感染拡大の防止に努める。（健康福祉部）
- 増加が予想される電話に対応するため、必要に応じて保健所に設置した医療相談窓口への人的応援及び応援の調整を行う。（Q&Aによる一般的な対応や関係事務所の連絡先の紹介などを行う。）（政策部（各県民センター））
- 必要に応じてそれぞれの業務に関する専門的な相談に対応するため、相談窓口を設置する。（各部局等）

相談内容	担当部局等	想定される相談内容
医療相談	保健所	・発生状況、感染予防対策、専門的事項
食料品	健康福祉部 農水商工部	・鶏肉・鶏卵等の生鮮食料品の安全性について (間違った風評等の流布が想定される) ・農水産物の生産・流通状況

国内発生期

経営相談・金融支援	農水商工部	・関係団体等と連携して、発生地域との取引など影響ある農水商工事業者への相談対応（取引への注意喚起）
-----------	-------	---

(3) 外国人住民等への対応

- ・関連情報を必要に応じて複数言語に翻訳しホームページを通じて提供する。（生活・文化部）
- ・必要に応じて、外国人住民からの相談に電話や電子メールで対応する。（生活・文化部）

10 その他

(1) 廃棄物の処理に関する対策（環境森林部）

- ・感染性産業廃棄物の県内の収集運搬業者及び処分業者に対し、県内発生期には新型インフルエンザを含む感染性産業廃棄物を優先的に受託・処理するよう要請する。
- ・市町等の一般廃棄物焼却施設での感染性廃棄物の受け入れ処理について、必要に応じ市町等に具体的な検討、対策を行うよう求める。

(2) 火葬等の体制の整備

- ・引き続き市町に対し火葬場の火葬能力の確認及び火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。（健康福祉部）

IV 県内発生期

1 状況

県内において新型インフルエンザが限定的あるいは大規模に感染被害が発生の段階。広範囲に広がる恐れがある。また、1回の感染流行の波は約2か月間続くと想定されており、その流行の波が1年以上繰り返すことも考えられる。職場においても、従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的には、相当数の従業員等が欠勤することも予想されている。

2 基本的な考え方

- ・県は、国内発生期における対応を充実強化し、早急な対応により、新型インフルエンザの感染拡大を防止するとともに、パンデミックの発生を少しでも遅らせて社会機能を維持し、感染被害を最小限に抑えることを対策の主眼とする。
- ・このため、県内における新型インフルエンザの発生を受け、的確・迅速な医療提供のほか、疫学調査の実施、県民に対するその発生状況に関する正確な情報提供、発生地域への外出の自粛、社会活動の自粛の要請、感染拡大防止のための手洗い・うがい・マスク着用の励行、「咳エチケット」、発熱時の処置等を適時適切にかつ繰り返し行う。
- ・大規模発生に備え、医療提供に係る体制の確保を的確に行う。

3 危機管理体制

(1) 方針

- ・県は、国内発生期に引き続き、対策本部を設置し、収集した新型インフルエンザに関する情報の一元化、共有を図るとともに、ライフライン機能維持のための対策、施設の稼働のための要員確保、職員の感染拡大防止策、物資の確保等を行う。
- ・市町及び事業者等に対しても、情報提供及び注意喚起を行うとともに、県民生活の安定、新型インフルエンザ患者の発生状況等を把握するため、必要な情報の提供を要請する。

(2) 県の体制

【共通】（各部局等）

・対策本部の運営

- 対策本部委員会議等の開催
- 対策本部においては、新型インフルエンザの症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を共有・分析
- 今後の対応方針について協議

- ・部局等内に対策のための体制を継続
- ・部局内における情報の共有・分析
- ・関係する機関等と連携して対策を実施
- ・新型インフルエンザに関する情報の収集

県内発生期

- ・国、市町、各部局等、地域機関、関係機関、事業者等との連携と情報の共有
- ・関係機関等の危機管理体制の確認
- ・部局等の対応状況を対策本部事務局へ報告

【担当部局等】

担当部局等は、以下についても合わせて体制整備を行う。

部局名	役割
防災危機管理部 健康福祉部 (対策本部事務局)	・対策本部事務局の運営
健康福祉部	・医療相談窓口の運営 ・新型インフルエンザの診療体制の整備のための調整
教育委員会	・県立学校等における新型インフルエンザ対応の体制を継続
警察本部	・三重県警察新型インフルエンザ対策本部の運営(警察署:現地対策本部)
県民センター	・対策本部地方部を必要に応じて設置、運営 県の対策本部、市町等の対策本部と緊密な連携を図りつつ、対策を実施

(3) 対応方針の検討

新型インフルエンザの発生地、症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等及び社会活動状況について収集した情報を共有・分析し、今後の対応方針について協議し、速やかに実施する。(対策本部)

【共通】 (各部局等)

検討すべき内容	
感染防止策	・県内のウイルス感染拡大防止対策 ・患者対策 ・医療体制の整備 ・学校の対応
社会活動	・社会機能の維持 ・事業継続等 ・連絡体制の強化 ・社会混乱の防止対策 ・社会活動の制限
県業務の維持	・部内緊急連絡網の再確認 ・感染流行地域と関連する事業の取扱い ・業務継続計画の実行 ・職員派遣要請等による必要な要員の確保 ・臨時的な人員配置の見直し ・県が行うイベント、集会の開催自粛
職員管理	・職場での感染予防、感染拡大防止措置の再徹底 ・職員の出張禁止 ・罹患した職員の出勤停止措置 ・感染拡大防止のための勤務体制の実施
関係機関の体制の把握	・部局内の各所属での情報共有、連絡調整

【担当部局等】

担当部局等は、以下についても必要に応じて検討を行う。

部局等	検討すべき内容
健康福祉部 総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療対応に対する応援体制の整備（健康福祉部、総務部） 新型インフルエンザ罹患者に対して管轄保健所が実施する疫学調査（感染源・感染経路等の究明、罹患者に対する接触者の把握等）において、健康福祉部内での人員調整によっても必要な人員が不足する場合の調整
政策部 生活・文化部 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の臨時休業等の措置の実施
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の危機管理体制の確認 ・市町へ保育所等児童福祉施設の危機管理体制の確認

(4) 関係機関との連絡調整

- ・市町、防災関係機関、ライフライン関係企業との連絡通報体制、相互協力体制を強化する。また、県内での発生について、中部圏、近畿圏の各府県に伝え注意喚起を促す。（対策本部）
- ・医師会及び病院協会を強化し、必要に応じ協力を要請する。また、検疫機関と連携する。（健康福祉部）

4 情報収集と提供

(1) 方針

- ・県内での新型インフルエンザ感染拡大防止のため、発生状況に関する情報をあらゆる手段を通じて入手する。さらに、県民生活に影響する状況を早期に把握し、社会混乱を未然に防止する。（各部局等）
- ・このため、あらかじめ確認した情報連絡系統により、市町、所管団体、事業者団体を通じて、それぞれが行うべき対応について、改めて確認する等注意喚起を行う。（各部局等）

(2) 情報の収集

- ・関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡網を確認する。（各部局等）

【共通】

以下の内容について、必要に応じて情報収集を行う。（各部局等）

- ・新型インフルエンザ
 - ・国内発生状況（厚生労働省、近隣各府県）
 - ・県内発生状況
 - ・各省庁の対応方針、状況、広報内容
 - ・インフルエンザや感染症の集団発生状況
- ・事業所等の状況
　　ライフライン企業、その他関係する団体等の状況

県内発生期

【担当部局等】

担当部局等は、以下の内容についても必要に応じて情報収集を行う。

収集項目	担当	内容
新型インフルエンザ	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生動向調査システムを活用 ・国立感染症研究所との連絡体制を強化 ・保健所、保健環境研究所、健康危機管理室との情報共有 ・市町との情報の共有 ・在宅の高齢者、障がい者、乳幼児等にかかる情報（市町等を通じて）
社会福祉施設等、医療機関等	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等における発生状況等 ・医療機関の状況
ライフラインの状況	防災危機管理部 環境森林部 県土整備部 企業庁	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、上下水道、通信の状況
交通機関の状況	政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の運行状況
観光関連事業者	農水商工部	<ul style="list-style-type: none"> ・観光関連事業者の営業状況
食料	農水商工部	<ul style="list-style-type: none"> ・農水産物の生産・流通状況 ・スーパー等の運営状況
事業所等の状況	農水商工部 生活・文化部 出納局	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所、商工会、産業支援センター、労働関係機関などの状況 ・指定金融機関の状況
学校等の状況	政策部 生活・文化部 健康福祉部 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の感染状況及び臨時休業等の措置の実施状況

(3) 情報の提供

【共通】

以下の内容について、必要に応じて情報提供を行う。（各部局等）

- ・国内及び県内での新型インフルエンザの発生状況
- ・新型インフルエンザの具体的症状
- ・新型インフルエンザに関する感染予防と対策の注意喚起
- ・職場、業務従事に当たっての感染予防の注意事項、注意喚起
- ・相談窓口の対応状況
- ・イベント、集会の開催自粛、感染予防策の周知

《主な提供先》

部局名	提供先	部局名	提供先
関係部局等	・県有施設の指定管理者	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・県民（三重県感染症情報センターのHPを通じた、最新情報の提供） ・社会福祉施設等 ・医師会、医療機関（三重県感染症情報センターのHP及びメーリングリスト等を通じた最新情報の提供）

政策部	・船舶、鉄道、バスの利用者（事業者の事業所、営業所等を通じて情報提供） ・高等教育機関	環境森林部	・水道事業者 ・林業関係団体 ・環境関係団体
総務部	・職員	農水商工部	・商工関係団体 ・農水関係団体 ・観光関係団体
防災危機管理部	・消防本部 ・防災関係機関 ・ライフライン企業等	出納局	・指定金融機関
生活・文化部	・消費者 ・私立学校 ・外国人住民 ・労働関係機関	教育委員会	・県立学校等の児童生徒、保護者及び施設利用者 ・市町教育委員会

【担当部局等】

担当部局等は、以下の内容についても必要に応じて情報提供を行う。

部局名	提供先	内容
健康福祉部	社会福祉施設等	・施設立入者の予防対策の徹底を要請 ・各施設での対応マニュアル作成の指導、確認
	社会福祉協議会	・県民の生活維持のための支援（生活福祉資金療養費貸付等）
	消防本部	・新型インフルエンザ患者診療対応医療機関及び医療提供のための臨時の施設
	県民	・学校・保育所における感染状況及び臨時休業の状況
農水商工部	商工関係団体	・県内の商工関係情報
	消費者	・農水産物の生産・流通情報 ・風評被害対策の実施
	農水関係団体	・農水産物の生産・流通状況
企業庁	上水道事業者 工業用水ユーザー 電力会社	・上水・工業用水の送水状況 ・発電状況
教育委員会	県立学校等の児童生徒、保護者及び施設利用者 市町教育委員会	・教育委員会における対応の状況
警察本部	県民	・混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪の防止に関する情報

5 感染拡大防止

(1) 方針

- ・県内での感染拡大を防止する。
- ・このため、感染者の早期確認を行い必要に応じ封じ込め対策の実施を検討する。
- ・感染者に対する医療の確保と県民への感染予防についての啓発を徹底して行う。

(2) 医療

ア サーベイランス

- ・疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、ウイルス学的サーベイランスを引き続き実施する。(健康福祉部)
- ・国の各種サーベイランスに引き続き協力する。(健康福祉部)
- ・緊急集中的サーベイランスを行い、県内の新型インフルエンザの流行状況を調査する。(健康福祉部)

イ ワクチン

- ・引き続き、優先接種対象者へのプレパンデミックワクチンの接種を行う。(健康福祉部)
- ・パンデミックワクチンが供給され次第、優先接種対象者への先行接種を行う。(健康福祉部)

ウ 地域医療体制の整備

- ・新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等への入院勧告を行い、確定診断を行う。(健康福祉部)
- ・新型インフルエンザ患者の接触者（同居者等）に対しては、経過観察期間を定め、必要に応じ外出自粛、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応を指導する。(健康福祉部)
- ・新型インフルエンザ疑い症例の検体を保健環境研究所へ送付し、亜型の検査を行う。(健康福祉部)

エ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・医療機関に対し、引き続き適切な使用を要請するとともに、患者の濃厚接触者に対し、予防投与を行うよう要請する。(健康福祉部)
- ・引き続き適正な流通を関係団体に要請する。(健康福祉部)

オ 救急機能の確保対策

- ・各消防本部に対し、感染防止対策の徹底を要請するとともに、新型インフルエンザ感染を全く疑わず搬送を終了し、のちに患者が新型インフルエンザであると判明した場合は、救急隊員等に対して健康観察に係る周知等を行う。(防災危機管理部)
- ・不要不急の救急要請の自粛や、症状が軽微な場合における民間の患者等搬送事業者の活用等の普及啓発を行い、救急車の適正利用を周知する。(防災危機管理部)

(3) 学校の対応

教育委員会は以下の対応を行う。なお、市町教育委員会と連携を図るとともに、新型インフルエンザ対策が適切に実施されるよう要請する。また、高等教育機関、

私立学校についても、関係部局で同様の要請を行う。

ア 情報収集及び提供

- ・新型インフルエンザに関する情報を継続して収集する。
- ・児童生徒及び教職員の感染状況、学校の臨時休業（休校）等の情報を収集するとともに、県立学校、市町教育機関、関係団体に対して、必要な対応の通知や要請を行う。
- ・児童生徒、保護者、教職員等に対して、必要に応じて新型インフルエンザに関する情報を伝える。

イ 感染（拡大）防止

- ・児童生徒、保護者、教職員等に感染防止や健康状態の把握に努めるよう注意喚起を行う。

ウ 物品の備蓄

- ・業務継続のために必要な物品が充足しているか確認する。
- ・備蓄の使用を開始する。

エ 学校の臨時休業

- ・感染拡大防止等公衆衛生上必要であると判断した場合又は県新型インフルエンザ対策本部等から要請があった場合は、県立学校の臨時休業を行うとともに、必要に応じて市町教育委員会に同様の措置を要請する。なお、判断にあたっては、政府等から出される勧告、通知等に留意する。

オ 入学者選抜延期

- ・入学者選抜に関する問い合わせ窓口を引き続き設置する。
- ・感染拡大防止等公衆衛生上必要であると判断した場合は、入学者選抜の延期を行う。なお、判断にあたっては、政府等から出される勧告、通知等に留意する。

(4) 施設における感染防止

管理又は関係する施設について、県内における新型インフルエンザ患者発生への対策を行う。（各部局等）

【共通】

所管の施設に対して以下の対応を行う。（各部局等）

- ・不特定多数の県民が利用する施設に対して、感染防止策の管理者への要請と施設利用者への徹底
- ・施設内での感染拡大防止措置の強化
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化

【担当部局等】

担当部局等は、以下の内容についても必要に応じて対策を行う。

対象施設	関係部局	内 容
学校以外の教育関係施設	生活・文化部 教育委員会	・学校以外の教育関係施設（美術館、博物館、斎宮歴史博物館、熊野少年自然の家、鈴鹿青少年センター、県営総合競技場等体育施設、総合文化センター、総合教育センター等）においては、感染防止措置を徹底するとともに、施設利用者への周知等対応を強化 ・施設内での感染拡大防止措置の強化

県内発生期

社会福祉施設 等	健康福祉部	・各社会福祉施設等へ感染拡大予防措置や利用者への周知等を要請（市町児童福祉施設担当課に対しては、管内の保育所等へ適切な対応を要請）
-------------	-------	---

(5) 社会活動の制限

- ・県内でのイベント、集会開催の自粛（中止又は延期）の検討と関係団体への周知を行う。
- ・県民の行動についても、県民の理解を得て、制限を要請する（集会の自粛、外出の自粛等）。（対策本部）
- ・新型インフルエンザに対する感染予防について普及・広報する。（対策本部）

ア イベント、集会の開催自粛

県が行うイベント、集会の開催の自粛（中止又は延期）について検討し、自粛する場合は関係団体等への周知を行う。

イ 県民や関係者への要請（対策本部）

次の要請を適宜行う。

- ・住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。
- ・集会主催者、興業施設等の運営者に対し、集会や催し物、コンサート、映画上映、スポーツイベント等不特定多数の者が集まる活動を自粛するよう要請する。
- ・住民、事業者、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを強く勧奨する。
- ・事業者に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。
- ・事業者に対し、不要不急の業務を縮小するよう要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防対策を講ずるよう要請する。

ウ 観光客への対応

観光関係団体などを通じ、新型インフルエンザが発生している県内圏域への来訪及び圏域内における観光活動について自粛するよう、ホームページ等の手段により呼びかける。（農水商工部）

(6) 住民への支援

ア 食料、生活必需品等の購入困難な家庭への支援

新型インフルエンザ感染により生活必需品等の購入が困難な家庭に対して、やむを得ないと判断される場合は、市町と連携し支援を行う。（農水商工部）

イ 外国人住民等への対応

- ・関連情報を必要に応じて複数言語に翻訳しホームページを通じて提供する。（生活・文化部）
- ・必要に応じて、外国人住民からの相談に電話や電子メールで対応する。（生活・文化部）

(7) 封じ込め対策

県内で新型インフルエンザが発生し、一定の条件を満たした場合においては、地

域封じ込め対策を講じる場合がある。地域封じ込め対策実施の判断にあたっては、国、市町、その他関係機関等と十分協議して決定する。

ア 地域封じ込めの目的等

(7) 地域封じ込めの目的

新型インフルエンザ発生初期における早期対応により、感染拡大を可能な限り防止し、パンデミックの発生を少しでも遅らせること。

(イ) 成功のための条件

人口密度が低く、交通量の少ない地域、中山間地域など自然障壁等により交通遮断が比較的容易な地域で新型インフルエンザが発生し、一定の条件を満たす場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に加え、現実的に実行可能な封じ込め対策を検討することとする。この際、ウイルスの致死率・感染力、発生症例数、地理的・社会的条件等を考慮しなければならない。

(ウ) 封じ込め期間

現在の科学的知見では、一般的に、新型インフルエンザの潜伏期間が最大で10日間程度と想定されていることから、20日間程度行うことが必要である。

イ 地域封じ込めの準備

(7) 発生確認後の第一期対応（家庭・施設内予防投薬、接触者予防投薬等）の後、速やかに初期評価を行うために必要な情報収集を完了し、地域封じ込め（第二期対応）の可能性について厚生労働省に連絡する。（健康福祉部）

(イ) 当該地域を運行する交通事業者に運行自粛の要請が必要であると考えられる場合、その内容、対象となる交通機関の範囲等について、国、市町、各交通事業者等とともに検討する。（政策部）

(ウ) 地域封じ込めの場合、当該地域の住民の人権等に配慮しつつ、どのような措置を講ずることが適当かあらかじめ検討を行う（地域内一斉予防投与、人の移動制限、住民支援等）。（県対策本部）

ウ 地域封じ込めの実施

(7) 地域封じ込めのための手段としては、実行可能性等に鑑み、強制的な措置ではなく、住民等への要請・説得により行うこととし、以下の措置が予想される。

- ・住民全體に対する外出自粛の要請と生活の支援
- ・地域内外への移動の自粛の要請
- ・地域外に出ようとする者に対する積極的疫学調査

(イ) 当該地域で新型インフルエンザが発生したこと、まん延防止のために当該地域内では外出や集会を控えること、当該地域に入ることを控えること等の情報を公表し、人の交流、人の移動の自粛を呼びかける。（対策本部）

二 各機関等の役割

機関等	役割
県	<p>①対策本部は、学校の臨時休業、事業所休業、集会・興行の自粛、公共施設の閉鎖、公共交通機関の運行自粛等について、地域全体として対策に取り組む必要があることを説明しつつ、各部局等を通じて関係者に要請する。この場合、事業所については、生活維持のために不可欠な公共サービス等を除き、可能な限り休業するよう要請する。また、公共交通機関の運行自粛要請に当たっては、混乱が生じないよう、地域内外の住民や利用者に周知徹底し、理解を求める。政策部は、交通事業者に対し協力依頼を行う。</p> <p>②知事は、住民に対し外出自粛要請を行う。</p> <p>③知事は、あらかじめ封じ込め地域及びその周辺地域の医療体制について、地域内で多数の新型インフルエンザの患者が発生した場合の対応を確認するとともに、地域内の医療資源（医療従事者、医薬品等）が不足した場合の対応や新型インフルエンザ以外の重症患者が発生した場合の対応（地域外の医療機関への搬送等）について、国や近隣県、消防本部と必要な調整を行う。</p>
市町	<p>①地域内の広報活動（街宣車、ビラ配布、ポスター掲示、CATV等）。</p> <p>②学校の臨時休業、幼稚園休園、保育所休園、事業所休業、集会・興行の自粛、公共施設の閉鎖、公共交通機関の運行自粛等について関係者に要請する。事業所については、生活維持のために最低限必要な公共サービス等を除き、可能な限り休業するよう要請する。公共交通機関の運行自粛要請に当たっては、混乱が生じないよう、地域内外の住民や利用者に周知徹底し、理解を求める。</p> <p>③市町長は、住民に対し外出自粛要請を行う。</p>
警察本部	封じ込め対策の実施に伴い、関係機関からの支援要請等がある場合は、必要に応じた警戒活動等を行う。
消防本部	医療機関等と連携の上、救急患者を医療機関に搬送する。新型インフルエンザ患者については、消防機関は、保健所の対応能力等を勘案の上、事前の協議により、協力・連携体制を確立する。 また、新型インフルエンザ患者（疑い含む）を搬送した場合、保健所へ報告する。
自衛隊 海上保安庁	予防投与する薬や救援物資等の輸送
民間事業者 公共サービス	<p>①地域内の民間事業者は、県等の要請を受け、可能な限り休業する。</p> <p>②住民の生活維持に不可欠な公共サービス（医療、電気、ガス、水道、電話、廃棄物処理、銀行ATM等）については、サービス提供を継続することが必要である。</p> <p>③地域内の国の出先機関の窓口については、国対策本部の決定を踏まえ、各省庁の判断により、封じ込め期間中当該窓口が開かれなければ住民生活の維持が困難になるような場合を除き、閉鎖する。</p> <p>④県や市町の窓口についても、まん延防止の観点からは、その判断により、国と同様の取り扱いとすることが望ましいが、封じ込め期間中であっても必要となる各種行政手続きについては、総合的な相談窓口を設ける等の工夫により、県民の要望に対応することが必要である。</p>

才 地域封じ込め関係者の感染予防措置

(7) 感染予防の基本は、防護服やマスクなど個人防護具（PPE）の着用、感染暴露後の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与である。健康福祉部は、

事前にPPEの整備を行い、国と連携し抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うとともに、関係機関への配布を行う。

- (イ) 地域封じ込めに従事・協力する県職員、警察官、救急隊員、住民の生活維持に不可欠なサービスを提供するために地域内で活動する者等に対し、PPEを着用させることが適切である。また、健康福祉部は、必要に応じて感染したおそれのある者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うことを検討する。

6 社会機能の維持

(1) 方針

- ・生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関への対策等を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心で対応が遅れることがないように、感染予防対策を要請する。（関係部局等）
- ・特に、社会機能の維持に関わる事業者等は、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などに留意して新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制への移行を要請するとともに必要な支援を行う。なお、業務継続の有無の判断は事業者によるが、政府等から出される勧告、通知等に留意する。（関係部局等）

(2) 事業所等の対応

- ・所管する関係事業者団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を踏まえて、必要に応じて対策を講じるよう要請する。（関係部局等）
- ・事業者に対し、不急の業務の縮小に向けた取組みや職場での感染防止策を実施するよう要請する。（関係部局等）
- ・関係団体等と連携して商工業事業者の相談窓口を設置する。（農水商工部）
- ・社会機能の維持に関わる事業者については、その社会的責任を果たす必要があることから、社会的に求められる機能を維持するための事業の継続を要請する。

ア 社会機能の維持に関わる事業者への要請等

事業者等	担当部局等	取組内容
電気事業者	防災危機管理部	・従業員の健康管理の徹底と、安定した電力供給体制の維持を要請
	企業庁	・職員の健康管理を徹底するとともに、適切な人員の配置換え等により、電気の供給維持
上下水道事業者	環境森林部	・各市町水道局等に対し、事業の維持に必要な措置の徹底（運転要員の確保、施設運転に必要な資材の確保）を要請
	県土整備部	・下水道の機能維持
	企業庁	・職員の健康管理を徹底するとともに、適切な人員の配置換え等により、上水・工業用水の供給維持 ・薬品等を速やかに確保できるよう、業者等に要請 ・委託業者等に対し、従業員の健康管理の徹底と、事業体制の維持を要請

県内発生期

ガス・L P ガス事業者	防災危機管理部 農水商工部	・事業者に対し、事業の維持に必要な措置の徹底を要請
通信事業者	防災危機管理部	・通常機能の維持を要請
石油事業者	防災危機管理部 農水商工部	・県石油商業組合を通じ、傘下組合員に対し、事業継続の協力を要請
食料販売事業者等	農水商工部	・関係団体を通して、食料品、生活必需物資等の確保と円滑な提供を要請
物流	農水商工部 防災危機管理部	・三重県トラック協会に対し、緊急時の輸送協力を要請

イ 社会機能の維持に関わる事業者への要請内容（項目別）

項目	要請内容
情報収集及び周知	・ 感染情報の収集及び周知を引き続き行う。
業務運営体制の検討	・ 必要に応じて業務の縮小と、従業員等の自宅待機を検討する。 ・ 国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請があった場合は要請に協力するよう努める。 ・ 保健部局等からの助言等を受けつつ、事業所等の衛生管理に努める。
事業所内での感染拡大予防のための措置	・ 新型インフルエンザ発生前後から実施している措置を強化する。 ・ 社員食堂や休憩所等で従業員同士が集まらないよう、施設の閉鎖を検討する。 ・ 次のような感染拡大防止のための業務形態をとる。 可能であれば在宅勤務とし、重要でない会議、会合、研修等を中止又は延期、電話会議やテレビ会議への変更、ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用を可能な限り避ける。
従業員等への予防的措置のための知識の啓発の強化	・ 新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて新型インフルエンザの知識について啓発を強化する。 ・ 不要不急の外出を自粛する。
社会機能維持に関わる事業における業務継続のための体制	特に社会機能の維持に関わる事業者等は業務を継続する観点から、あらかじめ策定した計画がある場合には、それに従って、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などを行うことで、新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制を確保する。なお、業務継続の判断に当たっては、政府等から出される勧告、通知等に留意する。 社会機能の維持に関わる事業者等は、その機能の破綻が及ぼす社会的影響が大きいことから、特に以下の点を実行することが望まれる。 ・ 適切な情報収集と危機管理体制の発動 ・ 業務の維持に向けた業務、設備及びその他資源の確保 ・ 業務の継続のために必要な部署等に対する感染予防策の実施（従業員等に対する検温等、サーベイランス体制の強化、対面の会議等の自粛等） ・ 業務の継続のために必要な部署等における感染予防のための勤務体制の実施（ラッシュ回避のための通勤方法の変更、交代制の導入等による外出機会の減少等） ・ 必要に応じた感染拡大時の代替意思決定システムの発動、代替設備の運転等 ・ 疑い例が確認された際の適切な対応 ・ 適切な広報、従業員等及びその家族への適切な情報提供

(3) 生活関連物資等の流通と価格の安定

生活関連物質等の不足が予想されることから、関連する事業者等に対して安定供給への要請等を行う。（生活・文化部、農水商工部）

ア 食料の確保

家庭で消費あるいは備蓄する米、缶詰、ミネラルウォーター等の食料の供給について、関係する事業者等に以下の事項を要請する。（生活・文化部、農水商工部）

(ア) 消費者への対応

- ・消費生活センター相談窓口を通じて消費者へ冷静な対応を呼びかける。（生活・文化部）
- ・相談窓口を設け、消費者への風評被害等への対応を行う。（農水商工部）
- ・農水関係団体に対して、風評被害への対応及び農水産物等の生産、流通情報の提供を要請する。（農水商工部）

(イ) 事業者等への対応

農水関係団体に対して、食料品の安定的な供給と売り惜しみの防止及び便乗値上げの発生抑制を要請する。（農水商工部）

(ウ) 米穀の確保

農林水産省に対し、買受資格者（届出事業者等）からの買い受け申込みを踏まえて、政府備蓄米を供給するように要請。それでもなお、米穀の供給が不足する場合には、食糧法第37条から第40条までの規定に基づく緊急時における対応（届出事業者に対する命令、生産者に対する命令、割当て又は配給等）を要請する。（農水商工部）

イ 生活関連物資の価格調査

「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」に基づく特定物資が指定された場合、調査を行う。（生活・文化部）

ウ 食料の生産の確保

- ・農水関係団体に対して、感染予防対策の徹底と業務活動に関する注意喚起及び安全な業務継続への要請を行う。また、販売量の確保を要請する。（農水商工部）
- ・関係団体等と連携して農水関係業者の相談窓口を設置する。（農水商工部）

(4) 公共交通の対策

物資輸送や利用者への広報など事業者の運行と県の対策への協力について、事業者に対して要請するとともに、運行状況等の把握を行う。（政策部）

ア 公共交通機関の運行状況等の把握

- ・事業者の運行状況・従業員の罹患状況を把握する。
- ・従業員の罹患により公共交通機関で運休等が行われる場合、必要に応じその状況を該当市町に伝達するとともに、住民への周知・広報を依頼する。

イ 事業者への協力要請

対策本部で決定・調整された物資輸送について、事業者へ協力依頼の連絡

県内発生期

を行う。

ウ 事業者への公共交通機関利用者に対する広報協力依頼

マスク着用・外出の抑制など、公共交通機関の利用者に対して幅広く広報を行うため、ポスター類の掲示、構内放送及び車内放送等において感染予防・感染拡大防止のため広報の協力依頼を行う。

(5) 治安対策

新型インフルエンザの県内での発生に伴い、感染予防資機材の活用等による感染予防対策を徹底した上で、必要な治安対策を講ずる。（警察本部）

【予想される主な警察活動】

- ・国際港湾、検疫所、停留場所等における混乱を防止するために必要な警戒活動及び交通規制
- ・感染者の密入国に対する警戒活動
- ・医療機関における混乱を防止するために必要な警戒活動及び交通規制
- ・社会的混乱に乘じた犯罪等の予防及び取締り
- ・死体見分

(6) 消火・救助対策

各消防本部に消火・救助業務体制の維持を要請する。（防災危機管理部）

7 行政サービスの維持

(1) 方針

- ・各部局等は、職場での感染予防・感染拡大防止措置を徹底するとともに、業務継続計画等に基づき業務を実施する。
- ・状況に応じて、職員派遣要請等による必要な要員の確保や、臨時的な人員配置の見直しを検討する。

(2) 業務継続のための体制整備

ア 応援体制の整備

- ・部内で要員が不足することが見込まれる場合は、対策本部が全庁的な応援体制を調整する。（対策本部、総務部）
- ・市町等から職員派遣要請がある場合は、県職員の派遣を検討する。（総務部）

(3) 職場での感染予防・感染拡大防止措置

新型インフルエンザの症状や感染力等に応じ、次の対策を実施する。

ア 職員の勤務管理（総務部）

(ア)国内発生期に引き続き実施する対策

- ・県内外からの観察、研修受け入れの中止
- ・緊急を要するものを除き対面会議の中止
- ・多数の人が集まる行事への参加の自粛
- ・職員のマスク着用
- ・職員の体温測定の実施
- ・職員向け健康相談窓口の継続

(1) 県内発生期から実施する対策

- ・職場での感染予防・感染拡大防止措置の再徹底
- ・職員の出張禁止
- ・罹患した職員への出勤停止措置（県職員以外の庁舎勤務者へは各部局より出勤停止を要請）
- ・感染拡大防止のための勤務体制の実施
- ・公共交通機関以外による出勤の推進
- ・不急な窓口業務の停止又は縮小（各部局）

イ 職員が罹患した場合の対応（総務部、各部局）

- ・職員又はその家族が新型インフルエンザに感染した場合は所属長への報告を義務付けることとし、職員又はその家族の感染に関する情報把握を行う。
- ・職場内で感染を疑われる職員がいる場合は、庁舎内に設置する一時隔離スペースに移動させ保健所の指示に従う。

(4) 施設における感染予防

新型インフルエンザの症状や感染力等に応じ、次の対策を実施する。（総務部）

ア 国内発生期に引き続き実施する対策

- ・入口を限定し来庁者の体温測定の実施
- ・入口への手指消毒アルコールの設置及び多くの人が接する箇所の消毒の実施
- ・県民対応スペースの設置
- ・不特定多数が集まる施設の県民利用の停止

イ 県内発生期から実施する対策

- ・感染者を一時的に隔離するためのスペースの確保
- ・不特定多数の集まる施設の閉鎖
- ・臨時駐車場・駐輪場の稼働
- ・その他、管理又は関係する施設における新型インフルエンザの症状や感染力等に応じた対策（各部局等）

8 広報と相談窓口の設置

(1) 広報

ア 方針

- ・防災危機管理部、健康福祉部、農水商工部等は政策部と連携し、引き続きあらゆる手段を通じて普及啓発を行うとともに、県内での発生情報、県の対処策について迅速かつ的確に広報を行い、不安の解消、注意喚起を迅速かつ正確に行う。
- ・業務を通じて事業者等に感染防止対策及び事業継続について注意喚起を行う。（各部局等）

イ 広報すべき内容

(ア) 広報内容

県内発生期

項目	内容
県内での発生状況	<p>①県内で感染が疑われる第1号が発生した場合</p> <p>1 感染したと思われる国名（国内地域） 2 滞在期間 3 居住市郡名、性別、年齢等の基本情報 4 患者や濃厚接触者に対する県の対応（患者の入院勧告措置、濃厚接触に対するタミフルの予防投薬、10日間の健康監視、外出の自粛等） 5 その他、疫学調査から判った安心情報 6 不特定多数の者との接觸機会の有無と、接觸があったと考えられる時の接觸機会の状況 7 接触者の健康状況 8 感染様式 9 日頃からできる感染予防方法 等</p> <p>②県内で感染が確認された場合</p> <p>1 新型インフルエンザ患者発生の公表 2 発生地情報（三重県○○市） 3 現在のA氏の健康状況、及び患者の入院状況 4 発症前日以降、他者への感染性を保持している可能性があることを県民に呼びかける。 5 県における現在及び今後の対応（疫学調査の実施及び予防内服の実施、県内の不要不急の集会の自粛要請等） 6 当該時点で得られている新型インフルエンザに関する情報 7 感染予防策の励行</p> <p>③感染者の初の死亡を確認した時点</p> <p>1 死亡に関する情報 2 県内初の新型インフルエンザ患者となった患者が死亡したこと 3 臨床症状に関する情報 4 引き続き接触者の健康観察が続けられていること <留意事項> 患者が特定されないよう個人情報には十分注意すること。</p>
生活関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活への影響 ・公共交通機関の運行状況
イベント、集会	<ul style="list-style-type: none"> ・開催自粛状況
県民・事業者への呼びかけ（協力依頼）	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ発生地域への旅行・出張等の自粛 ・新型インフルエンザの発生状況、県民生活への影響軽減や社会活動維持のための対策、まん延防止のための県民外出の自粛、休業、集会等の自粛呼びかけ等
観光客への呼びかけ（協力依頼）	<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生箇域への立ち寄りの自粛について呼びかけ
(普及啓発) 個人・家庭・事業所での感染防御	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱時の処置（医療相談窓口） ・感染防止対策の徹底や感染につながる行為の自粛（集会への参加、不要不急の外出等） ・感染者のいる地域に関しては、不要な大規模集会や興業施設等の活動自粛要請の検討 ・事業者向け対処方法（社会的責任の重要性や事業継続するための方策（マニュアル作成））の周知
基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ基礎知識、国・地方自治体の対策、県民の協力

(1) 広報に当たっての留意事項

- ・感染者の公表に当たっては、厚生労働省と協議するとともに、感染者等のプライバシーを十分考慮して行う。
- ・ホームページを更新し、患者の発生状況について最新の情報を公表するとともに、現時点で得られている新型インフルエンザの特徴等に関する情報について県民との情報共有を図る。
- ・個人レベルでの感染予防対策の強化について引き続き呼びかけを行う。

ウ 広報の方法

(1) 広報の手段

項目	方法
知事記者会見	・非接触型の設定（県内発生に対する緊急メッセージ）
資料提供	・定時、隨時に情報提供
ホームページ	・県の専用サイトに上記「イ広報すべき内容」に挙げた項目を掲載 ・新型インフルエンザ関連トピックの設定 ・県のホームページのトップページへ掲載 ・状況に応じて内容を隨時更新
新聞、テレビ、ラジオ	・報道機関に対する放送の緊急要請 ・対策本部や関係室と調整しながら、契約広報枠を活用
チラシ、新聞折込	・緊急に実施

(1) 報道機関への情報提供方法

感染防止の観点から、情報提供は基本的にFネット（各社へのFAX）及びメールを併用し、状況に応じて情報提供のための調整を行う。（政策部）

(2) 相談窓口

県民の新型インフルエンザに対する関心が高まり、国内、県内での発生状況及び感染予防対策等に関する相談がさらに増加することが予想される。

- ・必要に応じ各保健所の医療相談窓口の要員の増加を行い、新型インフルエンザに関する相談への対応、受診可能な医療機関の紹介等を行うことにより、県民の不安解消や適切な治療及び感染拡大の防止に努める。（健康福祉部）
- ・増加が予想される電話に対応するため、必要に応じて保健所に設置した医療相談窓口への人的応援及び応援の調整を行う。（Q & Aによる一般的な対応や関係事務所の連絡先の紹介などを行う。）（政策部（各県民センター））
- ・業務に関する専門的な相談に対応するため、相談窓口を強化する。（各部局等）

相談内容	担当部局等	想定される相談内容
医療相談	保健所	・発生状況、感染予防対策、行事、専門的事項、発熱相談、家庭看護
食料品	農水商工部	・鶏卵等の生鮮食料品の安全性について (間違った風評等の流布することが想定される) ・食料品の提供に関して

県内発生期

産業	農水商工部	・関係団体等と連携して、農水商工関係事業者からの経営相談への対応
教育	政策部 生活・文化部 教育委員会	・学校での感染防止対策 ・臨時休業等に関する情報 ・学校の再開等に関する情報

(3) 外国人住民等への対応

- ・関連情報を必要に応じて複数言語に翻訳しホームページを通じて提供する。(生活・文化部)
- ・必要に応じて、外国人住民からの相談に電話や電子メールで対応する。(生活・文化部)

9 その他

(1) 廃棄物の処理に関する対策 (環境森林部)

- ・感染性産業廃棄物の処理業者（収集運搬・処分）に対し、新型インフルエンザを含む感染性産業廃棄物を優先的に受託・処理するよう要請する。
- ・医療機関に対し、受託・処理可能な事業者について情報提供する。
- ・市町等の一般廃棄物焼却施設での感染性廃棄物の受け入れ処理等について、市町等に技術的支援を行うとともに、ごみ焼却施設を有しない市町等からの応援要請などを受けた場合は、「三重県災害等廃棄物処理応援協定」の趣旨に基づき、近隣市町等に応援処理を要請する。

(2) 火葬等

ア 火葬

墓埋法の特例により、感染防止の観点から24時間以内の埋火葬が認められている。遺体は、原則として火葬する。

- ・必要に応じて、火葬場管理者に稼働時間の延長及び広域受け入れについて要請する。(健康福祉部)

イ 遺体の取扱

- ・市町に対し、遺体の移送、納体作業に従事する病院、火葬場の職員に対し、遺族の同意を得て、速やかに遺体を非透過性の納体袋に収容すること、遺体からの感染を防ぐための防護具を装着するよう伝える。(健康福祉部)
- ・市町に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合は、遺体を一時的に安置するための場所を確保し、一時保管体制を整えるように依頼する。(健康福祉部)

V 大規模流行期

1 状況

国内では、パンデミック（大規模流行）が発生し、一般社会で急速に感染が拡大している。

県内でも、大流行がみられ、収容能力をはるかに超える患者が県内の感染症指定医療機関等に殺到し、医療機関は混乱を来している。

事業所等においても欠勤が続出し、生産活動に支障を来している。その結果、物流も停滞し、食料などの生活必需品も品薄になり高騰し、県民生活に重大な影響を与えている。

2 基本的な考え方

- ・県は、更なるまん延防止対策、感染者への支援及び社会機能の維持を行うため、新型インフルエンザの県内発生段階から実施している措置を継続・強化する。
- ・このため、県民に対して発熱時の処置などの普及啓発を繰り返し広報するとともに、現状及び対策を迅速かつ的確に伝え社会的混乱の回避に努める。
- ・感染拡大防止対策の強化に加え、新型インフルエンザ患者の急増に対応するため、医療体制の強化を図る。状況に応じて、県民の社会活動の制限等を実施する。

大規模流行期に実施すべき対策については、従前から実施している対策を継続もしくは強化して実施することになることから、以下では、大規模流行期に特に実施する対策を中心に記述する。

3 危機管理体制

(1) 方針

- ・県は、職員の中にも感染者が発生し、各部局内において、あらかじめ定められた職員だけでは対応できないことから、不足する職員を各部局で相互に補完しながら、全庁を挙げて新型インフルエンザ対策を講じる。

(2) 実施体制

- ・引き続き部局内における情報共有・連絡調整を行い、部局内において感染者又は感染が疑われる職員の把握を行い、当該職員に対する出勤の自粛を呼びかける。
(各部局等)
- ・部局内の業務については、県民生活に必要不可欠な業務等に職員を優先配置し、優先順位の低い業務について、休止又は延期するとともに、所管する集客施設について、事態が沈静化するまで一時休止の措置をとるなど、部内の業務執行体制の維持、確保に努める。(各部局等)
- ・感染等による欠勤職員の増加に伴う部局間の職員配置の調整を行う。

(3) 実施項目

ア 教育機関への対応

- ・関係部局、関係機関、市町教育委員会等と連携しながら今後の対応を検討・実施する。(教育委員会)

大規模流行期

- ・高等教育機関、私立学校と今後の対応について協議する。（政策部、生活・文化部）

イ 警察の対応

必要に応じ、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求の手続きを行う。（警察本部）

ウ 自衛隊への要請

必要な場合、救援物資等の輸送について自衛隊等へ要請するための手続きを進める。（防災危機管理部）

4 情報収集と提供

(1) 方針

- ・引き続き患者発生状況と社会・経済活動の状況、社会混乱の状況に関する情報を収集する。（各部局等）
- ・県民・事業者が冷静に適切な行動がとれるよう、正確な情報を迅速に提供する。（各部局等）

(2) 実施体制

引き続き部局内や関係機関の職員の罹患状況や対応状況を確認し、隨時、対策本部事務局に報告するとともに、対策本部の決定事項やあらかじめ定められたマニュアルに基づく留意事項について部局内や関係機関と情報共有を行う。（各部局等）

5 感染拡大防止

(1) 方針

- ・引き続き県内での感染拡大を防止する。
- ・感染者に対する医療の確保と県民への感染予防についての啓発を徹底して行う。

(2) 医療

ア サーベイラント

- ・ウイルス学的サーベイラントを引き続き実施する。（健康福祉部）
- ・緊急集中的サーベイラントを行い、県内の新型インフルエンザの流行状況を調査する。（健康福祉部）

イ ワクチン

パンデミックワクチンが供給され次第、優先接種対象者への先行接種を行う。（健康福祉部）

ウ 地域医療体制の整備

- ・重症者は入院診療、軽症者は在宅での診療を行うことを基本とする。（健康福祉部）
- ・引き続き、新型インフルエンザ患者の接触者（同居者等）に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応を指導する。（健康福祉部）

- ・国の指示があるまでの間、新型インフルエンザ疑い症例の検体を保健環境研究所へ送付し、亜型の検査を行う。（健康福祉部）

エ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・医療機関に対し、まん延期における患者との濃厚接触者（同居者を除く）及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則見合わせるよう要請するとともに、患者と同居する者に対する予防投与については、効果を評価したうえで継続の有無を決定する。（健康福祉部）

(3) 社会福祉法人・施設等の対応

- ・市町に対して、引き続き保育所等児童福祉施設における対応を行うよう要請する。（健康福祉部）
- ・また、各社会福祉法人・施設等は、従来の事項に加え、以下の事項について検討及び実施する。（健康福祉部）

- ・有症状者の医療機関への搬送可能性を確認し、搬送できない時、最大限適切な医療を確保する。
- ・周辺関係施設での連携・協力をう。
- ・在宅サービスの提供が困難な場合は、施設等他の事業者によるサービス提供を検討する。

(4) 社会活動の制限

ア 観光客への対応

観光関係団体などを通じ、県内への来訪及び県内における観光活動について自粛するよう、ホームページ等の手段により呼びかける。（農水商工部）

イ 食品事業者及び旅館・ホテル事業への対応

食品事業者及び旅館・ホテル営業者等に対する感染予防策や衛生指導を徹底する。（健康福祉部）

(5) 住民への支援

新型インフルエンザ感染により生活必需品等の購入が困難な家庭に対して、やむを得ないと判断される場合は、市町と連携し支援を行う。（農水商工部）

6 社会機能の維持

(1) 方針

- ・特に社会機能の維持に関わる事業者等に対し、あらかじめ策定した計画がある場合には、それに従って、新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制を確保するよう要請する。なお、業務継続の判断に当たっては、政府等から出される勧告、通知等に留意する。（関係部局等）
- ・社会機能の維持のため、必要に応じ、自衛隊等へ輸送等を要請するための手続きを進める。（防災危機管理部）

7 相談窓口の設置

- ・新型インフルエンザに関する情報提供や知識の普及、受診可能な医療機関の紹介等を行うことにより、県民の不安解消や適切な治療及び感染拡大の防止に努める。（健康福祉部）
- ・必要に応じて医療相談窓口への人的応援及び応援の調整を行う。（Q&Aによる一般的な対応や関係事務所の連絡先の紹介などを行う。）（政策部（各県民センター））
- ・業務に関する専門的な相談に対応するため、相談窓口を強化する。（各部局等）

8 その他

(1) 廃棄物の処理に関する対策（環境森林部）

引き続き感染性廃棄物の適正かつ円滑な処理体制を確保する。

(2) 火葬等

ア 火葬

必要に応じて、火葬場管理者に稼働時間の延長及び広域受け入れについて要請する。（健康福祉部）

イ 埋葬の活用

火葬能力を超え、冷蔵施設の保管も困難となることが予想され、公衆衛生上の問題が生じるおそれがある場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第30条第2項の特例に基づき、感染した遺体を十分に消毒等を行った上で墓地に埋葬することを市町に許可する。埋葬可能な墓地がない場合は、公共用地等を臨時の公営墓地とする。（健康福祉部）

＜参考＞

用語の解説

○ インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA／ソ連型（H1N1）、A／香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。

○ 鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかつたためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。

○ 感染症サーベイランスシステム(NESID)

感染症法では、感染症の発生を迅速に把握することによって、感染症の予防と拡大防止、そして国民に正確な情報を提供することを目的として、日常的に種々の感染症の発生動向を監視している。これは感染症を診断した医療機関からの発生報告を基本としており、これら発生報告を一元的に効率よく収集解析するために、地方自治体と国の行政

機関を結ぶネットワーク又はインターネットをベースに構築された電子的なシステムを指す。

○ 病原体サーベイランス

感染症サーベイランスのうち、特に、感染の原因となった病原体についての発生数や詳細な種類などについて報告してもらい、状況を監視するシステム。

○ 症候群サーベイランス

あらかじめ指定する医療機関において、一定の症候を有する患者が診察された場合に、即時に報告を行ってもらい、感染症の早期発見を目的とするシステム。

○ 疑い症例調査支援システム

感染症サーベイランスシステム（N E S I D）等を用いて、大規模な流行の可能性がある感染症に感染した疑いがある患者に関する情報（行動履歴、接触者情報を重点に置く。）を登録し、疫学的リンクや異常な症状から、新しい亜型のインフルエンザ患者を発見するために、疑われる症例を診断に結びつけていくシステム。

○ ウィルス学的サーベイランス

流行している新型インフルエンザウイルスの抗原性、遺伝子型、抗インフルエンザウイルス薬への感受性を調べ、ワクチンの効果や治療方法の評価、あるいはそれらの変更の根拠とするためのシステム。

○ 個人防護具(Personal Protective Equipment:PPE)

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切なP P Eを考案・準備する必要がある。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの

症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルスの一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

出典

- ・ 新型インフルエンザ対策行動計画（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成21年2月改定）

三重県新型インフルエンザ対策行動計画

三 重 県

平成17年12月作成

平成18年11月改定

平成20年12月改定

平成21年12月改定

〒514-8570 津市広明町13番地

防災危機管理部危機管理総務室

TEL 059-224-2734

健康福祉部健康危機管理室

TEL 059-224-2339